

家庭用品品質表示法に基づく 立入検査に御協力をお願いします

検査の趣旨

家庭用品品質表示法は、一般消費者が日常使用する家庭用品について、その購入の際に正しい選択を行えるよう商品の品質、性能、取扱方法等を商品に表示することを事業者が義務付けています。

盛岡市では、この法令で義務付けられた表示がきちんとなされているか確認するため、市内各店舗の立入検査を行っておりますので、検査に御協力くださるようお願いいたします。

検査対象

合成樹脂加工品「籠（かご）」 ※「籠（かご）」とは網目状の入れ物

具体的な検査事項

○次の事項がきちんと表示されているか確認します。

原料として使用する合成樹脂の種類（原料樹脂）、取扱い上の注意、表示者名及び連絡先（住所又は電話番号）

○次のとおり表示方法等を確認します。

合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所（本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等）にわかりやすく記載されているか。

（表示例）

原料樹脂 ポリプロピレン
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
○.....

○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
TEL 03-9999-9999



担当 〒020-8530 盛岡市内丸3-46 盛岡市役所内丸分庁舎 4階
盛岡市消費生活センター
(TEL 019-604-3301)